

A decorative rectangular border composed of repeating floral motifs, enclosing the central text.

第二回館山市議会议定例会議録（第二号）

一、昭和五十六年六月二十二日（月曜日）午前十時

二、館山市役所議場

一、出席議員 二十三名

一番 神田 守隆	二番 石井 謀
四番 横溝 功	五番 福原 勳
七番 古賀 礼四郎	八番 石井 昌治
九番 松下 正己	十一番 林 豊
一二番 栗原 一雄	一三番 近藤 好雄
一四番 渡辺 昭夫	一五番 伊藤 幸太郎
一六番 押元 稔	一七番 黒川 平治
一八番 流山 源次郎	一九番 石井 輝久
二〇番 石井 武敏	二二番 藤田 益治
二四番 和田 一郎	二五番 五十嵐 昇
二六番 伊賀 多朗	二七番 石井 正
二九番 安西 益男	

一、欠席議員 四名

二一番 吉田 勇治郎	二三番 菊井 敏博
二八番 安澤 徳順	三〇番 山口 康

一、出席説明員

第一号より選挙管理委員会委員長、選挙管理委員会事務局書記長
 監査事務局長、農業委員会会長、農業委員会事務局局長を除く

一、出席事務局職員

第一号に同じ

一、議事日程（第二号）

昭和五十六年六月二十二日午前十時開議

日程第一 行政一般通告質問

開 議 午前十時二分開議

○議長（林 豊君） 本日の出席議員数二十二名、これより第二回市議会定例会第二日の会議を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手もとに配付の日程表により行います。

行政一般通告質問

○議長（林 豊君） 日程第一、これより通告による行政一般質問を行います。

締め切り日の六月十七日正午までに提出のありました議員、要旨及びその順序はお手もとに配付のとおりであります。

これより順次質問を行います。

この際、申し上げます。通告質問者は以上のとおりであり、他に関連質問等の発言もあろうかと思いますが、本日は通告者のみといたします。

発言の方法は、最初の発言を二十分以内とし、執行当局の答弁は時間外、再質問は答弁を含めて三十分以内といたします。

これより順次発言を願います。

一番議員神田守隆君御登壇願います。

（一番議員神田守隆君登壇）

○一番（神田守隆君） 通告をいたしました四点について質問をいたします。

まず第一点は、学童保育実施についての市長の所見をお聞かせ

願いたいと思っております。

教育委員会の調査によりますと、市内の小学生のうち六百二十八名が保護者等留守家庭との調査結果が出ております。これは全児童の一割強にもなります。特に北条、館山、船形地区などは一三多ないし一四多と高い比率になっております。

国においては、こうしたいわゆるかぎっ子の対策として都市児童健全育成事業実施要綱を定めております。留守家庭児童を主な対象として民間指導者、保護者などで児童育成クラブをつくる。その活動を援助、助成するというものです。そして本来、こうした対策は、児童の生活圏に見合った児童館、児童遊園の整備、社会教育分野の学校体育施設開放事業等各分野の施策の適切な組み合わせによるもので、この施策はそれまでの間の経過的処置として行いのだと言っているわけでありませぬ。

本年は、児童憲章三十周年、児童はよい環境の中で育てられると宣言して三十年が経過をしたわけでありませぬ。児童の健やかな成長これは私どものまさに社会的責任ではなからうかと考えます。願いますに、館山市はまだまだこうした子供たちに胸を張れる状態ではないどころか、児童館は一つもないありさまであります。こうした中で、特に社会問題となっているかぎっ子の問題は、その対策が急がなければなりません。

そこで、まず質問の第一点ですが、こうしたかぎっ子の対策についての実施の考えはあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思っております。あるとすれば、どのような構想についてお考えであるのかその構想をお聞かせ願いたいと思っております。

第二点は、燃えないごみの選別収集のメリットについてという

ことでございます。

燃えないごみの選別収集についてと題する回覧が各家庭にまわってまいりましたが、六月一日より燃えないごみは、金属類の収集とガラス類の収集とを分けて行うということであります。私は大変に結構なことだと思っておりますが、同時にその中に疑問に思う点もあるのです。この際はっきりさせていただきたいと思っております。

従来、燃えないごみは一括して集められ、ごみ処理場の一角でそうしたごみは金属類やガラス類などに分別されておりましたが、そうした作業は市の職員ではなく、民間の業者が入ってやっていたわけでありませぬ。そしてその業者には、言わばその見返りとして金属類などはただで引き取っていたわけでありませぬ。

だとすると、燃えないごみの選別収集は、こうした業者の労力を軽減したことではないかと思っております。これでは特定の業者のためだけと非難されてもやむを得ないと思えます。先日、君津市では空きかんなどの処理はどうしているかを尋ねる機会があったので聞いたところ、空きかんなどはプレスしてくず鉄として業者に売却をしている。五十五年度ではおおよそ千二百万円ほどになったと、こうしたことでもありました。

館山市でも、それほどあるとは思われませんが、それなりに売却をすればかなりの収入になるものと思われませぬ。ところが、いまの仕組みではそうした収入は一切出てこないわけでありませぬ。選別収集を実施しても市財政にも、あるいは市民にも還元されない仕組みになっています。このところを改善する必要があると思っておりますが、どのようにお考えでありますか。分別収集のその

メリットが市や、あるいは市民に還元させる。そうした中で市民の協力を得られる。こういうふうに考えるわけでありませう。

静岡県の沼津市では、燃えるごみこれは館山市と同じであります。燃えないごみについては資源ごみと埋め立てごみと、こういうような分別の仕方をして、そうして資源ごみについてはその売却代金の一部を町内会などに還元するというようなことで、市民の協力を得るような体制をとっているわけでありませう。

分別収集と言っても、やり方によっては市の財政や、あるいは市民にメリットがあるやり方が十分考えられると思ひます。一部の業者が楽をするというようなやり方だけでは大変疑問だと思ひわけでありませう。

第三点は、し尿収集の手数料の自動振り込みの印紙代の負担についてであります。

市長公室の発行した六月一日付の回覧では、汲み取り料金は集金人による集金をやめて口座振替か、納入通知書の郵送に変えるとして、特に口座振替をぜひ御利用ください。こういうことを強調しているわけでありませう。

そこで、市に協力しようということで、金融機関の窓口で口座振替の依頼をすると、印紙代として一枚につき二百円が、その協力をしようとした市民の負担だということでありませう。市の方で集金人を廃止したから、口座振替にしてくれと言っておいて、それに協力しようとする。その負担は利用者である市民にかかってくる。こんなばかな話があるかと、こういうことで市民の方から苦情が寄せられているわけでありませう。たかが二百円のことでありませう。しかしここに市の住民サービスに対する考え方の一端

が示されているとすれば、見過ごせない問題であります。大きな変更こういう中では当然口座振替の切りかえということを考えるうえで、こういう問題についての検討がされたことと思ひますので、どのような検討をしたのか、その経過についてもあわせてお聞かせ願ひたいと思ひわけでありませう。

第四点、防火用水の安全と清掃の対策についてであります。

現在、市内の防火用水が無蓋のものが百三十六カ所、有蓋のものが百三十一カ所とのことであります。この無蓋の防火用水については子供たちが遊ぶなど危険な箇所、また防火用水の中には海岸などで砂が飛んでこの中に入るとか、あるいは落ち葉などが防火用水の上に落ち、防火用水がヘドロ化しているところ、さらに蚊の発生源になっているところなど有蓋化の必要なものが多くあると考えるわけでありませう。無蓋のもの有蓋化について市長はどのようにお考えか、その所信についてお聞かせを願ひたいと思ひわけでありませう。

以上、四点にわたって質問いたしました。答弁によりまして再質問をさせていただきます。

(市長半澤良一君登壇)

○市長(半澤良一君) 神田議員の御質問にお答えをいたします。

第一点は、学童保育の問題でございますが、この件につきましては、まず保護者等の留守家庭状況の把握が必要でございますが、昨年度末、三月末その人員調査をいたしましたところ、市内十二の小学校の留守家庭児童は総計で男三百二、女三百二十六、計六百二十八という結果をみたわけでありませう。そのうち最多数を抱える北条小学校につきまして本年五月に再調査をいたしました。

全校で男八十八、女九十、計百七十八名の留守家庭児童がおります。現在そのうち三年生以下男二十七、女三十、計五十七名の家庭を対象に、さらに具体的な実情を把握すべく民生児童委員さんを通じて調査を進めている段階でございます。その結果を待っているところでございます。その結果によって対処をいたしたいと考えております。

第二点、燃えないごみの選別収集のメリットでございますが、燃えないごみの収集につきましては従来週一回金属類、ガラス類と一緒に収集しておりましたために整理に日数がかかり、処理場内の集積場所に山積みされておりました。ごみ捨て場のような印象を与えたとございました。また不潔でもございました。将来ごみの資源化、再利用を積極的に図るための段階として本年六月より金属類とガラス類を分別し、収集日を変えて収集しておりますが、仕分けの必要がなく、処理が迅速に行われるようになりまして、集積場が見違えるように整理され、分別収集の効果は上っていると考えております。

第三点、し尿処理料金の自動振り込みの印紙代の負担についてでございますが、この件につきましては環境保全公社の理事会で検討すべき問題であります。いずれにしても口座振替については納付者と金融機関との契約行為でございますので、やはり個人負担とすべきものだと考えます。

第四点、防火用水の清掃と安全対策でございますが、防火用水の清掃につきましては、その地区消防団あるいは地元部落にお願いをいたしております。

安全対策につきましては、定期的に消防団が点検しております

が、危険な箇所はその都度消防団あるいは地元部落にお願いいたしまして危険防止を図っております。

なお、新設の場合、有蓋にするか、無蓋にするかは消防団、地元と協議のうえ決めていくわけでございます。

以上、答弁を終わります。

○一番（神田守隆君） 学童保育についてであります。結果を待っているところだと、詳細な調査をして、そうしてその調査の結果に応じてという意味だろうと思っておりますけれども、実際この調査は大変重要なことだろうというふうに思っております。そのことについての必要性を私は否定をするものでも何でもないわけでありまして、同時にいま館山市で六百二十八名というそうした児童が具体的におるといってありますから、その実態の調査と同時に、どういった施策ならば可能なのか、そういう点での調査もこれまた必要じゃないかと、いふふうに思っております。

そういう点では、国の施策として都市児童健全育成事業ということで具体的な内容が示されているわけです。学童保育についての国の対策ということで、このことについては、館山市は取り組むとすれば、これが一番私はいまの段階では適当なんじゃないかと、いふ考えを持っています。そういう具体的な施策の方向についての検討をいたしましたものはいまされておるのか、されておらないのか。お聞かせを願いたいと思っております。

やはり、現実にはいま学童保育市が施策をとっていないわけですから、民間レベルではそういう施策が必要だということ、自然発生的にそれぞれ民間の方が努力をされて始めているという

ては、やはり有蓋化ということとは考えるべきではないか。私は有蓋化ということについてどのようなお考えかということ質問したわけで、年間いま二つ程度ですか、予算で有蓋化をしているのは。こういうことで、そうした有蓋化という立場から考えたときに間に合ひらうかという、こういう点についてお考えをお聞かせ願いたい。現状で十分だというよりなお考えなのかどうか。

○民生部長（鈴木 力君） お答え申し上げます。

まず、学童保育の關係でございますが、留守家庭児童いわゆるかぎっ子の健全育成上の諸問題に対処するために、制度といたしましては国の制度でございますけれども、先ほどお話のございましたように、人口五万人以上の市におきましては都市児童健全育成事業というものがございまして、その中に児童育成クラブの設置育成事業がございまして、これにつきましてはやはり県内におきましては現在十一市で実施してあるわけでございますが、民間の方々の御協力によりまして実施されているという実例が多いわけでございます。これは各町内とか、あるいは部落単位にクラブを結成しまして、そこで民間の指導者がおりまして、いろいろ子供の遊びを対象としたことでやっておりますわけでございます。

そのほか、都市児童健全育成事業には民間指導者養成事業というものがございまして、これは地域における児童健全育成活動の推進にあたりまして、民間指導者の養成を図るために研修事業を行うわけでございますが、これにつきましては現在県下におきましては三市で実施してあるわけでございます。

そのほかに、児童館または児童センターの設置事業というものがございまして、これにつきましては地域の子供たちに健全な遊

びを与えまして、その中で健康増進、情操豊かな子供の育成という目的でございますが、屋内型の健全育成施設でございますが、事業内容としては集会所とか、あるいは遊戯室、図書室等を設けて、それぞれかぎっ子を主体としまして健全育成のための事業を図らせているわけでございます。これにつきましては、県下におきましては二十七館ほどございます。

いづれにいたしましても、市といたしましては先ほど市長からお答え申し上げましたように、ただいま北条小学校の一年から三年までの児童を対象として調査をいたしましたので、この六月二十五日にその結果が出てくるわけでございますので、それをよく分析調査をいたしまして、これからそれらの問題につきまして種々検討をいたしたいと考えております。これは教育委員会ともどもこの問題につきましては検討したい。このように考えておるわけでございます。

それから、二番目の、いわゆる不燃物分別収集の問題でありますけれども、御質問は五十五年度における、いわゆる不燃物資源再利用という形でこれを処理した場合、どの程度の価格にしなければならないかというお尋ねでございますけれども、五十五年度の実績から見まして、一応調査を衛生課の方でいたしましたわけでございますが、これは推定でございますけれども、鉄くずにつきましては大体七百五十八トン程度収集されまして、それが全部価格にいたしましたも大体四百五十五万程度になるであろうということでございまして、それからびん類につきましては大体二百十トン程度収集されまして、それを資源再利用の価格に見積りますと大体百五十万程度、こういう推定数字が出ております。

五十五年度は、不燃物といたしまして収集いたしましたものが年間で二千七百四十トンございまして、このうちただいま申し上げました資源再利用ができるものであろうということで、これは市内の二業者の方がそういう形で引き取ったものが大体九百七十トン程度。

それから、し尿収集手数料の口座振替の関係でございますが、これにつきましてはいろいろと研究、検討したわけでございますが、やはり印紙代の負担につきましては、し尿手数料の納付義務者と金融機関との文書による契約行為に伴う印紙税法上の問題でございますので、公社といたしましては市のもろもろの徴収金と同様に扱います、納付義務者の方々に御理解をいただきたいと思っております。

この四月以降口座振替の切りかえのための手続をした家庭はすでに五百件余り超えておるわけでございますが、いずれも本人の負担で処理されておりまして、このことで公社の方には別段苦情的なものは全く寄せられておりません。

公社といたしましては、市民の皆さま方にこの点をよく御理解をいただきまして、口座振替による納付というものについて御協力をお願いしたいというふうに考えておるような次第でございます。

それから、いわゆる無蓋の防火用水の関係でございますけれども、これにつきましては先ほど市長から御答弁がございましたように、新しく設置する場合におきましては、やはり地元部落あるいは消防団の皆さま方の方から来年度はぜひここに設置してくださいというよりなお話がございまして、それに対しまして市と

消防団の間に現場をよく見まして、そのうえで有蓋にするか、無蓋にするかを決めるわけでございますが、なにぶんにも工事費につきましては、有蓋の場合におきましては無蓋の約倍かかるわけでございますが、これは経費の問題でございますけれども、危険性が無い、こういう場所におきましては無蓋というよりなことやっておりますわけでございまして、五十六年度におきましては全部で五カ所のうち無蓋が一カ所でございます、あとはいずれも有蓋で設置が予定されておる状況でございます。

なお、いままでも無蓋のものを有蓋に直したという個所につきましては、毎年二カ所か、三カ所行われておるわけでございますが、海岸近くで砂が入りやすい、こういう無蓋用水とか、あるいはまた学校施設内の敷地の中に何か所か無蓋の貯水池がございますが、こういうところを必要に応じて漸次有蓋に改善していく。こういうことをこれから消防団の皆さんとよく相談し合って検討していきたい。このように考えておるような次第でございます。

以上でございます。

○一番（神田守隆君） 学童保育の問題であります。国の施策では民間で行っている場合にはこれを援助するということで指導者の養成事業あるいは公共施設の開放であるとか、そういうような事業。それから積極的に児童育成クラブの育成を図る。こういうような事業を行うんだ。こういうことでありますから、現に県内でもそうした施策をとってるところもあるということで、具体的な施策の方向としてはこの方向、これが一つの具体的方向であるろうということで検討されているという印象を持つわけでありますけれども、そうしたうえで、現にいま実施しているところ、こ

うした国の施策から見れば、だいがマッチしていないとか、いろいろな問題点もあるかと思えます。こういう方向で実施していくとすれば、現にやっていると対して、市の方も十分その実情の調査と、どういふ方向でならば援助ができるなり、そういう検討も必要ではなからうかと思ひんですけれども、その点について一点。

それから、児童館、児童センターの問題も出ましたので、私はこの問題についてもやはり基本的には児童館を整備すると、各小学校区ごとに児童館を一館ずつつくるといふことが、やはり子供たちのためにも必要であろうと、子供たちの健やかな成長を願うそういう場所をつくっていくということが大変重要だろう。子供会活動の言わば一つの拠点ができるわけですから、そうした児童館の建設ということで、たとえば北条地区であれば中央公園ここで大変子供たちが遊んでおりますし、新しくできる城山公園今度拡張するようですけれども、こうしたところでも子供たちがよく遊ぶようになる場所でしょうし、そうしたところに隣接して児童館というよりなものをぜひ考えていく必要があるんじゃないかろうかという、そういう点で検討をお願いしたいと思ひんですが、児童館の建設の問題について何か考え方があるかどうか。

○民生部長（鈴木 力君） 他の市町村で実施しております、いわゆる都市児童健全育成事業でございますが、これにつきましては現在におきましてはまだ具体的な施策等を実施しておりませんが、これからはほかの地区の状況等の視察もさせていただきたいというふうに考えます。

それからなお、児童館の建設、設置につきましては、これもい

ろい問題等もあるかと思ひますので、検討をさせていただきたいというところで御了解をいただきたいと思ひます。

○一番（神田守隆君） 次に移ります。

第二点の燃えないごみの問題であります。先ほどお伺いしたところでは年間鉄くず関係で四百五十五万、それからびん類で百五十万というところで金額に直すと六百万ですか、ということか。なりの金額に及ぶということですが、予算書あるいは決算書こうしたところを見ますと、全くこうしたものが出てこないわけですね。五十六年度予算を見ましても、雑収入ですか、こうしたところに非常に金額の少ないものから出てくるわけですから、五百万も、六百万もという金に及ぶものが全く予算書に盛りれないということは大変奇異に思ひます。そうした点で、監査委員の方に、きょうは監査委員の方はおられないですか、総務部長の方にお話伺いたいんですが、こういう点では予算の編成の問題からいっても、予算というのは当然歳入歳出すべてを計上するのが原則でありますから、それにしても少額のものにわたる場合にそういうことがないという場合もあるかと思ひんですが、原則が変更されるということもあるかと思ひんですが、こうした五百万、六百万の金額が一切出てこないのは大変問題じゃないかと思ひんですけれども、こうした点についていかがお考えなのか。そして、ごみの処理の業者との間にどのような契約になっているのか、お聞かせ願ひたいと思ひますね。

○総務部長（石田雄一君） 五十六年度予算の歳入につきましては、ただいまの五百万なにかの受け入れてございますけれども、予算に入っておりませんので、歳入として受け入れていないとい

りことで御理解いただきたいと思います。

○一番（神田守隆君） 歳入に受け入れていないというのはいくわ
かりました。

それで、私が質問するのは、歳入に受け入れないというのは問
題がありませんかということをお聞かせ願いたいわけですが。

分別作業を業者の方がやられていると、分別作業を業者の方が
やられているから、それが言ってみれば、ただでやってもらっ
ているわけですから、それとの見合いにおいて引き取りについては
ただで引き取ってもらっているんだというふうにお話としては伺
っているわけなんです。

だとすれば、今度分別の作業が大きく軽減されたわけですから
分別収集によって、そうすれば業者の方はいまままでやって手数を
かけずにもらうだけもらうということになるわけですね。それは
大変おかしんじゃないかならうか。この際、予算に盛り込まれてないに
しても、きちんと歳入は歳入、依頼するものは依頼するものとい
うことではっきりさせるべきではなからうか、こういふふうに思
うわけですが、そういう点で、現在の歳入に、雑入に計上しない
というのの考え方としてはおかしいのではないですかということ
なんです。私の質問の趣旨は。

○民生部長（鈴木 力君） 正木処理場の方に寄せられました不燃
ごみというものは、一応各家庭から廃品とか、いわゆるごみとし
て出されたものを収集したものでございますので、これは一応捨
てたものということになるわけでございますので、これを市で収
入するというわけではないわけでございます。

従来から、二業者というものが不燃物の処理にあたっているわ

けでございます。一業者につきましては従業員を大体四人、車
を二台。もう一業者は従業員を三人、車を二台使って、収集した
鉄くず、びん等を分けまして、再利用できるものは利用する。ま
た埋め立て処分するものは埋め立て処分するというところで、手作
業によりまして選別してくれているわけでございます。仮りに
これを市が分別作業、運搬作業を直接行った場合におきましては、
職員の人件費とか、あるいは車の維持管理費というものが相当
な経費を費やすわけでございますので、原価計算で経費的に見ま
すれば、むしろ現在の処置というものが得策ではなからうかとい
うことが言えるわけでございます。この点は御理解をいただき
たいと思います。

なお、新しいごみ処理施設の建設計画につきましては、ただいま
検討しておるわけでございますが、その中でやはり粗大ごみと
か、不燃ごみの処理については、施設の建設計画とあわせて処理
方法、集積方法を検討中でございますので、現段階におきまして
は、その点は御了解をいただきたいと思っております。

○一番（神田守隆君） 御了解してくださいということですが、
も、ますます了解できないわけですね。

いまの話伺いますと、業者の方が七人で選別作業をやっている
から、この方が得策なんだ。その業者の方が人件費等見た場合
幾らぐらいかかるのか、それが今回選別収集という方向によって
大幅に減ったことになるんではないか、その点について検討され
ているのかどうか具体的にお示し願いたいと思っております。

私は、そのうえで、なおかつそれであっても五百万、六百万も
の金がそれと見合いですからといって、帳消しにされて予算書に全

然出てこないのはこれはおかしいだろう。そういうふうに思うわけです。市の方はその方が得策だと言っていますけれども、業者がそれで損しているということなんでしょ。損してまで業者がやるという、民間の業者ですからそういうことは常識的におかしいと思うんです。

その点で、いまの答弁を聞きますと大変おかしいと思うんで、職員の人件費は今度の選別収集によってどのぐらい、幾らから幾らになるのか推定は、そのへんの調査をされているかどうか。されていればお聞かせ願いたい。

それから、し尿の収集の方に移りますけれども、確かに税金の問題ですから、契約書の作成者が納税義務者だということになるかと思うわけですが、印紙ですからこれはその負担を現に東京電力なんかやってくれるわけですから、利用者に負担をかけない方法やってくれるわけですから、私は可能だろうと思うんです。その点でどういうふうに具体的にやっているかということも検討していただきたいと思えますし、そして少なくとも口座振替で協力しようという市民があれば、たとえば口座振替にしたら月は料金を二百円特別割引にするとか、そういうことだとして印紙税の関係から言えばやりようがあると思うんです。とにかく利用者に負担をかけるなという考え方にぜひ立っていただきたいと思うんですが、法律だからという点張りではなくて、そういう点御検討いただけませんか。

○民生部長（鈴木 力君） 不燃物の処理の関係でございましてけれども、これを市におきまして直接実施したとするならば、人件費というもの、あるいはいろんなランニングコストこういったもの

につきましては相当の予算、経費を費やすだろうということでございます。

それから、し尿収集手数料の納付のための口座振替につきましては、これはいままで集金人の方四人を契約によって各戸別に料金を徴収いたしておいたわけでございますが、今回いわゆる納付書の作成から消し込み、あるいは督促状の作成いわゆる徴収の一連の事務を電算処理しようというようなことで市の方にお願ひしてやったわけでございますが、そういう関係で個人集金人を廃止するわけでございますが、そのためではございませんけれども、この口座振替につきましては早くから推奨しておるわけでございますが、これはあくまでも納める家庭の方々の納めやすいように、いわゆる自主納付の形で推奨、お願ひしているわけでございますので、この印紙代の負担につきましても御本人に負担してもらおうというよりなことで御理解いただきたいと思います。

○一番（神田守隆君） どうも話が平行線のようで大変残念なんですけれども、このし尿の収集の印紙代の負担これは検討もできない。こういうよりないままの答弁では利用者の負担でしようがないんだというよりなお考えであるかどうか。いまの答弁からそうとしか読み取れないんですけれども、全く検討の余地はないというふうに理解せざるを得ないんです。その点。

それと、燃えないごみの問題についても相当の費用というんですが、相当と言ったってピンからキリまであるわけですよ。調査されてない。大変なおざりではないかというよりな姿勢を強く感ずるわけで、大変納得できませんので、この点についてきちんと調査する意向があるかどうか。

それともう一点、分別収集にして今後六百万相当額これを予算市に入れるというお考えはあるのかどうか。そこらへんをお聞かせ願います。

○議長（林 豊君） 時間でございますので、以上で一審議員君の質問を終わります。

次、四審議員横溝 功君御登壇願います。

（四審議員横溝 功君登壇）

○四審（横溝 功君） まず最初に、コミュニティセンターについてお尋ねいたします。

高度成長期における国の大規模開発中心政策は、必然的に地域社会を崩壊させ、公害問題、環境問題が発生しました。

一方、地方は、この時期におきましては若年層の流出を見るなど活気を失いました。低成長期になるに及びまた一たびふるさとを見直してみようという風潮が全国に起こるとともに、また中央集権制に対する反省と批判は、地方分権の声を起こし、国民の指図に地方ないし地方都市の生活が望ましいのではないかというところが浮かび上りました。そしてここに、数年来地方の時代ということを象徴するような現象が社会、経済、政治、行政の面等にあらわれてきております。

国は、この地方の時代に対応していろいろの施策を図り、定住構想、また田園都市構想に基づく諸政策が展開されました。そしてわが館山市もモデル定住圏に選定され、市長もこれが認識の上になんて、定住に値する地域社会づくり積極的に取り組んでいくとの考えを施政方針に語っております。そして昭和五十八年を目途に中央公民館、北条地区公民館、勤労青少年ホーム、保健セ

ンターを建設し、昭和六十年を目途に文化会館の一大複合施設を建設すると申されております。

そこで、お尋ねいたしますが、小さな第一点、埋め立てについてですが、市長は本年中に埋め立てたいと申しておりますが、いつ頃から埋め立てるのか、全面積を埋め立てるのか、埋め立ては何カ月ぐらいを要するか、埋め立てには土砂、機材の運搬にかなりの車両が運行されると思いますが、どの道が使用されるか、埋め立てに要する経費はおおよそどのぐらいかをお伺いいたします。

次に、第二点で、水害が予想されるが、その排除対策についてですが、多くの人たちはこの心配を強く持っております。埋め立ては水害等の調査後だと思えますが、これが調査は現在どのようになつておるかを、そしてこの排除策も判明しておればあわせてお聞かせください。

三点目ですが、施設の規模とそれに要する費用、その財源について許せるなら具体的に、詳細にお聞かせください。テナスコート等もつくると思いますので、その規模、費用についてもあわせてお願いたします。

四点目、交通渋滞が予想されるが、その対策についてですが、埋め立て時においても多くの車両が運行されると思っております。国道一八号線等すべての路線に交通渋滞が起こると思っておりますが、市長はこれにどのように対処しようとしておられるか。また設置後においても催しの際には非常なる混雑が予想されますが、これらの対応策についていかに考えておられるかをお聞かせください。

五点目の敷地内を縦断する街路計画についてですが、何メートル幅員にするのか、施行主体はどこなのか。この道路は蛭子神社から安布里に行く市道に連係することになっております。しかし川から本市道までの田んぼははまだ買われておりませんので、連係を心配するものです。市長のお考えはどうなのか。以上、お聞かせ願いたいと思います。

次に、道路並びに排水路の整備ですが、地方の時代といっても雇用の機会の少ない本市にとりましては、道路の整備、環境の整備は公園、下水道の整備、都市再開発さらには福祉、医療、文化教育にわたる施設整備とともに並行して行われるべきものと存じます。

そこで、お尋ねいたしますが、小さな第一点、いたんだ道路の解消策についてですが、いたんでおることは私より市当局の方が十分知っておるはずでありますので、速やかなる解消を要求するものでございます。私は、市は市民の憂える前に憂えねばいけません。市長の御方針をお聞かせください。

第二点、悪臭を放つ排水路の解消策についてですが、このことは土地造成の施行者責める前に、市当局の無関心として国、県の指導力の欠如が今日ここに至らしめたと思えます。はなはだ残念でなりません。いま、北条地区を例にとりましても多くの排水路が悪臭を放っております。そうして多くの住民は悪臭を覚えております。これら排水路の多くはヘドロでいっぱいなのです。市長はこの事実をいかにお感じになっておられるかをお伺いいたします。

三点目、未舗装市道、生活道を含むの解消策でございますが、

市道はいつ頃までに全面舗装にされるのか、その年次計画についてお尋ねいたします。未舗装の里道にはどう対応するのか。そして宅造された土地内の私道は永久に舗装しないのか。宅造に伴って河川に架せられた橋がはまだ私有物になっておるところがあります。朽ちた場合のその補修は一体だれが行うのか。以上の点についてお考えをお聞かせ願います。

第四点目、交通緩和のための新設道路のお考えについてですが、私は何回となく新設の必要をお願いしてまいりましたが、時あたかも駅周辺市街地整備に追われているせいなのかなかなかこちらの方がどうなっているのかいまだ聞いておりません。私はこれが新設は、前記市街地整備に連動をし、つくられるものと信じておりますし、いや、それより何よりもいますぐにでも現今の交通渋滞の解消のためにも新設すべきものだと思っております。市長の御所見をお伺いいたします。

答弁によりまして、再質問いたします。

(市長半澤良一君登壇)

○市長(半澤良一君) 横溝議員の御質問にお答えをいたします。

大きな第一点は、コミュニティセンターに関連しての御質問でございますが、その第一点と第二点埋め立てと水害の問題でございますが、コミュニティ施設計画用地約五万九千七百平方メートルの現況はほとんどが水田でございます。この造成工事実施に伴い雨水、排水等周辺への影響が懸念されるところでございますので、現在株式会社ユニロックへ土木設計を委託し、埋め立て、地質調査、排水計画はもとより、周辺の排水路、河川測量をもあわせ調査をお願いしておりますので、報告書がまとまり次第さら

に關係機關と協議し、実施してまいりたいと考えております。

小さな第三点、施設の規模とそれに要する費用、その財源についての御質問でございますが、国、県補助金、起債、一般財源等を十分考慮しながら、年次計画の中で、かねて懸案の中央公民館北条地区公民館のほか勤労青少年の憩いの場としての勤労青少年ホーム、市民の健康管理の場としての保健センター、音楽、演劇等の公演、その他多目的に市民が利用できる文化会館等の建設を予定いたしましたして、さらにこれらの施設の機能的な運営を図るため複合施設とすることを検討いたしましたしているわけでございます。

施設の建設にあたりましては、補助金については国の効率的な補助等を勘案いたしましたして、中央公民館、北条地区公民館を防衛施設庁、勤労青少年ホームは労働省、保健センターは厚生省にそれぞれ折衝を進めております。

これらの施設の面積といたしましては約三千六百平方メートル程度、事業費は七億四千万円、このうち国、県補助金で二億七千万円、起債で二億五千万円程度を予定いたしましたして、一応五十八年度を目途に建設計画をしております。

また、文化会館につきましては、文化庁の補助を得るための現在計画申請の段階でございますが、この面積といたしましては約三千四百平方メートル程度、事業費は八億九千万円、このうち国県補助金で一億三千万円、起債で二億五千万円程度を予定しているわけでございます。

以上、いずれも現在これらの施設の關係分野の方々の意見をお聞きしながら、基本設計並びに実施設計の委託をしましてまいりたい

と考えておりますが、各省庁の補助金、起債の本格的な折衝もこれからでございますので、したがって、最終的な詰めの段階並びに建設年度により規模、事業費、財源とも変わってくるものと思われまます。

小さな第四点の交通渋滞が予想されるが、その対策についてという御質問でございますが、土地の造成や施設建設に伴います交通問題につきましては、特に車の多い時間帯や周辺の環境等にも十分配慮いたし進めてまいる所存でございます。

また、交通渋滞の根本的な解消を図るため、関係者の御理解、御協力を得ながら、一二七号線バイパスの早期実現を積極的に国県に働きかけてまいりたいと存じます。

小さな第五点、敷地内を縦断する街路計画についてでございますが、国道一二七号バイパス建設事業に並行して都市計画道路船形大賀線のうち、南町より主要地方道船山白浜線までの間を県営事業として道路網の整備を図っていたべく県に要望してまいりましたところ、一部調査が行われましたので、引き続き事業実施を県に要請し、また関係者の理解と協力を得ながら早期実現に努力してまいりたいと考えております。

大きな第二点、道路並びに排水路の整備についてでございますが、その小さな第一、いたんだ道路の解消策についてでございますが、舗装道の中には舗装をしてからすでに十数年を経過して老朽化したり、最近の交通量の増大により路面がいたんできているものがございまして、年次計画に従って逐次補修をしております。なお、本年度計画として六路線延長約一千メートルを計画しております。

次に、小さな第二点、悪臭を放つ排水路の解消策についてとい
り御質問でございますが、排水路につきましては本年度も八幡都
市下水路ほか八カ所の改修工事を計画し、その改善をいたしてお
ります。

しかしながら、本市の市街地は高低差が少ないことが排水路の
流れを悪くしている最大の原因でございます。また水路底を全体
に掘り下げましても、流末の水位の関係から限度もございませ
勾配がとれず大半の水路は投資の割りには効果が少ないものと考
えております。

排水路にふたをかける方法もございませが、現在の水路構造で
は荷重に耐えられないうえ、後日の清掃等管理の面で困難性がご
ざいませ。結果的によくないものと考えられます。

これが抜本的解消は、終末処理以外にないと考えております。
当面の対策といたしまして、付近住民の手で、住民では無理な場
所はその実態を見たりえて市で処理するようにならしてあります。

小さな第三点、未舗装道路の解消策についてでございますが、
市道の舗装につきましては逐次年次計画に従って進めております
が、昭和五十六年四月一日現在の市道の舗装率は、幹線について
は八九・八多でございます。その他道路の舗装率は四二・二多で
ございませ。このうち三メートル未満の道路の延長は百六十二・
一キロメートルでございます。これら道路については住民の御協力
をお願いし、四メートル市道として舗装、側溝等の整備を考えて
あります。

小さな第四点、交通緩和のための新設道路の考えについてとい
り御質問でございますが、市街地の交通渋滞特に駅前、銀座商店

街、六軒町交差点、南町交差点の朝夕の渋滞は年々増加傾向に
ございませ。この対策としては国道一二七号バイパスと八幡高井線
を皆さま方の御理解と御協力を得て早期実現するようになら
したいと考えております。

以上、答弁を終ります。

○四番（横溝 功君） 埋め立てはどの道路を使つてですね、あ
そこに埋め立ての砂等を運ぶのかについて、まずお伺いします。

それから、いつ頃から、すぐ入るのか。いつ頃なのか目安、調
査がまだできておられないようですけれども、それができるのがい
つ頃か、そういう点についてお伺いします。

○市長公室長（斎藤武男君） まず一つ目の道路の進入の関係で
ございませけれども、現在国道の一二八号線でございますか、一二
七号線の接点の場所でございます。

それから、二点目の埋め立ての時期でございますけれども、現
在施設用地の造成の委託をしております。これが八月いっぱい
でございます。したがって、この設計が終了いたしました後
ということになるかと思つてございませが、九月の定例議
会に予算をお願いいたしまして実施してまいりたい。このように
考えております。

○四番（横溝 功君） 国道を使うというよりなことですけれども
いま道がそれだけしかないからでしよけれども、ここで開きま
しよけれども、安布里のあそこの蛸子神社から安布里の方に行
く道もあるわけですけれども、そういうのは使わないんですか、
国道だけですか。

○市長公室長（斎藤武男君） 現在では国道のみを一応予定してお

ります。

○四番（横溝 功君） 市長は混雑の時期を避けて埋め立て等もすると、埋め立ても含んでしまうと書っておりますから、それを了としましゅうけれども、これはなかなかあれだと思っておりますよ。一本であそこを埋めてなかなか大変だと思えますよ。

どのくらい要しますか、何カ月ぐらい。それについてお伺いします。

○市長公室長（斎藤武勇君） 現在、施設用地の造成設計の委託をしておりますので、はっきりはその時点になりませんと正確のものもわかりませんけれども、一応その後の、いわゆる上もの関係等を考えまして、埋め立てが落ち着いた時点、六カ月ぐらいあれば上ものが落ち着くだろうというように考えております。一応本年度中に埋め立てを実施してまいりたい。このように考えております。

○四番（横溝 功君） くだい質問になりますけれども、いろんな施設をつくる際も一本の国道のみを使って建設していくのですかね。それについてちょっと。

○市長公室長（斎藤武勇君） 現在考えられますのは、いわゆる国道関係の進入が一番交通の関係から見しても安全であろうという事で、またそれしか進入道路がないわけでございますので、それを利用してまいりたい。このように考えております。

○四番（横溝 功君） 第一点目につきましては、不本意でございますけれども、了承というんですか、答弁がもうこれ以上進まないと思ひまして、はなはだ情けない埋め立て方法だと思っております。

ます。

次に、二点目の水害排除対策についてですが、これもその調査が終らなければいけない。調査を待ってその対策を考えるとということでございますので、私はしかしどんな調査が出るかわかりませんけれども、とにかくいまの市民センター、北条小学校と南町の方にと埋めてきているわけなんです。これはものすごい二万坪、三万坪でなくて、それこそ五、六万坪になるんですよ。かね。これらが南町の方に、南町の方に押し寄せてくる実態、安布里の方から、これは低いからしよりのがないんですけれども、流れてくる。こういう事実ですね。これは調査を待たなくても、中央保育園の方から大きい水路をつくって、市長はさっき排水路のことで高低を言ってるんですけれども、高低はあるんですよ。中央保育園から市長の脇を通って富士橋の方に流れて行く、これは高低あるわけです。南町が水びたしになる場合が多いというのはあの排水路が小さいわけです。周辺が埋まりました、それに比例して小さいということを気にしているわけで、私は調査を待たなくたって、これは歴然たるものです。中央保育園からきている排水路が小さくて、これはだから市長さん、特に住民のことをお考えになって施設をされておるわけでございますので、私の提言はこれは正しいと思っておりますよ。どんな調査を待たなくて、これを広げる以外にほんとないと思っておりますよ。大きい貯留池をつくるんなら、これはまた別個の問題ですけれども、排水路をつくるなら、これを大きくする以外にない。そういうことを申し述べただけにとどめます。

次に、三番目ですが、施設の規模、それに要する費用、財源で

でございますが、公債費が非常に近年、今年度末六十九億でございますから、もう百億は目に見えておるんです。そうすると、大体起債の利息はつくわけでですから、百億のうち七割、起債の七割は合わせれば、百億になれば利息合わせれば七十億の借金を持っているといっても過言ではないんです。ですから、私は百億どころか、百五十億になるのはすぐだと思ふ。なぜかと言えば、道路もやっぴかなければいけませんしね。とりあえず百億になるのはいつですか。お伺いいたします。

○総務部長（石田雄一君） 地方債発行高につきましての御質問でございますが、年度当初に根幹事業というものが示されたわけでございますが、財政サイドでそれをもとに試算してまいりますと、五十九年度でございますか、五十九年に百億のラインを突破するというふうに、推計でございます。

○四番（横溝 功君） 百億になった場合には公債比率は何パーセントぐらいになりますか。お伺いします。

○総務部長（石田雄一君） 細かな推計につきましては、今後の標準財政規模の伸び等にもよるわけでございますけれども、おおむねの地方債許可制限比率で申し上げますと、一三〇というふうに推計してございます。

○四番（横溝 功君） 一三〇なら安全圏だと思ふんですけども、一五〇になると危険信号になってきますからね。あまり無制限なことはやらないようにお願いしたいわけですよ。

それから、財源内訳ですけれども、全部つくって何億になりませうか。複合施設の全体は、それでトータルで一般財源が幾ら、公債費が幾ら、補助が幾ら全部で、内訳的には言つたですけ

れども、全體的にちょっとお伺いします。

○市長公室長（斎藤武男君） 先ほど市長から申し上げましたように、一般財源を十分今後のものを検討しながら慎重にしていきたいということでございますが、現在国、県等に折衝中でございますので、いまの時点では正確な数字が出ないわけでございますけれども、一応事務段階で現時点での数字と申しますか、予想されるものを申し上げたいと思ひます。

十六億三千百九万二千円の事業費をみているわけでございます。そのうち補助金関係でございますが、これが五億八千四百万

○四番（横溝 功君） 大体わかりました。

十億近いものが補助金、起債でということになって五、六億が一般財源ということでございますが、最近船山市は黒字が三億も四億も、五億も、六億も単年度に出る。非常に出ていると思ふんですよ。ちょっと逸脱するかもしれませんが、そしてこのコミニティセンターに充当しようとするわけだと思ふんですけども、総務部長さん、恐縮ですが、標準財政規模に対する実質収支の割合はどうなっておりますか、お伺いします。

○総務部長（石田雄一君） 五十五年度の決算の見通して申させていただきますと、四億五千三百万強でございます。

○四番（横溝 功君） パーセンテージは言ってくれないわけなんですけれども、黒字というのは三〇か、五〇が標準だと思ふんですよ。これは異常なる黒字だ。話にならない。とにかく一億やそこら出すならいいと思ふんですよ。これはさっきも言つたように市長さんの方針で、このセンターをつくる等に、公共事業に使用

ということでしたとしますが、毎年のように、土木もあまりやらな
いで、土木費は全国平均二〇％使っている。館山市は一〇％切っ
てるじゃないですか。その黒字のうち、四億五千万出るんですか、
三億も使ったら、これは比率が上がるわけですよ。別に土木費だけ
やれということではないんですけれども、そういうたふりになん
か不かつこうな財政のような気がいたします。しかしこれは賢明
なる市長さんでございますので、過渡的なものだと思ひまして、
了解いたします。

四点目でございますが、さつき室長も南町から安布里の方に行
く道については理解を仰ぎ努力していきたいというよりなこと
でございますが、田んぼなんですよね、川から市道に通ずる、地権
者はだれですか。そこまで調べてないんですか。とにかく川まで
しか買っていない。川までしか買っていないのは市道に通じないわけ
ですよ。私、見たら三十メートルぐらい通じてないんです。この
田の所有者はどなたか。調べてあればお聞かせ願ひたいと思ひま
す。

○経済部長（山田俊康君） お答えいたします。

現在、調べてございません。

○四番（横溝 功君） 調べてないということは、つくらないとい
うことですか、どうなんでしょうか。お伺ひいたします。

○経済部長（山田俊康君） 先ほど市長から御答弁申し上げまし
たように、館山白浜線バイパスということで県等に事業化を願ひ
して促進方をお願いしている次第でございます。

○四番（横溝 功君） 前回もこの問題で、これ以上やりませんけ
れども、県はやりたくないと思ひます。私は県だつてなかな

か、八幡高井線だつてそうではないですか。県でやるのか、たし
か聞いたよりの答弁を、それが市でやる。私は県はやらな
いと思ひます。何のために館山市だけやるかというよりの県は、か
つて新井課長という偉大な課長がいた、楠見から館空までのあの
道は新井課長と小出助役がコンビでやった。夢よ再びで、とても
県がやりはしなないと思ひます。そういうことを十分考へて市
長の政治力で、断言はしませんけれどもね。市長、助役の政治力
でできないことはないと思ひますけれども、なかなか困難があ
ると私は思ひます。

交通渋滞の対策についてですが、安布里の方から私はひとつ橋
をかけたらどうかと思ひます。こっち側は南町だけれども、
向こう側は安布里だ。安布里の刀かじ屋の北側に行つてあそこ
に橋をかけて渡ってきたらどうかと思ひんだけれども、すぐ田んぼ
があるわけですよ。田んぼも買ひ上げてあそこを広くして、あそ
こから橋を渡したらいと思ひんだけれども、考へたことがあり
ますかね。それについてお伺ひします。

○市長公室長（斎藤武男君） いろいろ地形にはお詳しい横溝議員
さんでございますけれども、安布里地先の進入道路につきまして
は、二トン車程度のものであるならばよろしいかと思ひますけれ
ども、いわゆる大規模な埋め立てでございますので、広域的にや
はり埋めていくためには国道を利用することがいまの時点では一
番適当ではなからうかと考へております。

○四番（横溝 功君） 課長さんの答弁であつても、私の
言つてるのは否足らずだつたんですけれども、できちゃつた場合
に、複合施設ができた場合に方々から入る道があつた方がいいと

思うんですよ。安布里の方からも入れるようにやってもらいたいの
と思うんですよ。そういう観点から言っておるわけですから、誤
解のないようにひとつお願いします。

次に、道路並びに排水路の整備でございますが、道路台帳がい
まつくられようとしておるんですが、これはどんなものを、長期
間つくるようになっておりますが、どおりものを記入し、どの
ように活用しているのか、お伺いします。

○経済部長(山田俊康君) 現在、台帳そのものは道路と民地との
境界等を明確にするための台帳として、図面では千分の一の図面
を制作して、特に今後の道路整備に役立ててまいりたいというふ
うに考えて整備をしております。

○四番(横溝 功君) 民地との境界というところで、今後の道路行
政という発音がございましたので了としましうけれども、多額
な費用でやるわけだし、道路行政に十分活用して鶴山市の道路が
本常に鶴山市にふさわしい道路になるように、道路台帳がそれ
も寄与するようお願いしたいと思います。

それから、排水路のことでございますが、三軒町、八幡の宅造
地と言えはそうですけれども、鉄道線路の上なんですけれどもね。
中間から川があったんで三軒町の海岸に行く、いくらその水
路を掃除しても国鉄の敷地内の、この間見に行ったら国鉄のど
ろでつかえちゃっているわけです。ですから、いくら排水路を整
備しても、国鉄の敷地内のヘドロを取らなければだめなんです。
これは市長さん、国鉄に敷地内のもは、国鉄の川でないんです。
から、国鉄で掃除するように。そうでないと、駅前再開発それ
つながるものですから、汚いような排水、悪寒を覚えるような排

水路があったんでは困るわけですよ。ですから、まずそういうた
調査を依頼をお願いいたします。

あと、時間がきましたので、以下次に譲ります。

○議長(林 豊君) 以上で、四番議員君の質問を終わります。
次、二〇番議員石井武敏君御登壇願います。

(二〇番議員石井武敏君登壇)

○二〇番(石井武敏君) 私はすでに通告してございます六点にわ
たりまして御質問を申し上げたいと思っております。

まず第一点は、青少年の非行化問題でございます。青少年の非
行化対策は大変重要な問題であろうと思っております。この非行化への
傾向は社会、文化の生活が高度化が進むにつれまして、それと並
行して複雑、多様な社会に対応しながら、青少年教育も社会問題
化して発展してきていると思っております。すなわち時代が複雑化する
につれて非行化も進んできているということが指摘できると思
います。後進国よりも先進国の方が青少年の非行や犯罪が多いとい
う一つの資料が出ております。

その原因の一つは、現在の社会機構の中に非行化を進めやすい
要素があることもいえます。その例をとりますと、一、たば
こはいつでも、どこでも、だれでも自動販売機で入手できる。二
酒類も同様だれもが人知れず入手できる。三、ポルノ雑誌に
ついては、シンナーについてもしかり。四、テレビは大人の見
深夜番組を年齢に関係なく見ることができると青少年に与
える社会の影響は数限りなくあると思っております。

青少年がまだ成長しきれないままに知識や体験だけは豊富にな
り、知能だけが大人の社会に先行してきてしまうという傾向があ

ると思ひます。

そこで、私は行政としてこうした非行化対策を取り上げるといふことは大変に意義があると存じます。まず青少年が楽しんで汗を流すスポーツの提供、また青少年の夢をはぐくみ、希望を与える文化施設の提供、また社会に貢献することに喜びを見出す人間教育の場を与えることは、一つは行政の責務であるように思われまふ。

そこで、こうした施策がどのように進められていくでしょうかと御質問したいと思います。

第二点目は、これは夏の海難事故防止対策でございますが、当市が他の地域に劣らない特色を特に発揮できるのがこの夏であり、そうしてきれいな海であるということでもあります。この季節は館山に集中する人員も特にふえております。

館山に年間集中する、館山を訪れる人員数は、五十四年度は百四十五万二千二百人が訪れております。その中で特に夏に訪れている人たちは四七・三の六十八万六千五百人です。五十五年度は総数が百四十四万八千五百人のうち、四〇・五の五十八万三千八百人が夏に訪れております。

このように、最も館山が海の町である持ち味を發揮しまして、私たちもきれいな海やオゾンのある空気に胸を張って、館山こそ自然環境に恵まれたところであるというふうに房州人としての誇りを感じるのもこの季節であります。

さてそこで、この大切な期間におきまして、当市の対策として次の点のような具体策が考えられますか。一、海水浴事故の防止。二、交通量増大に伴う事故多発防止。三、夜間の防犯対策。

四、青少年の健全育成これらの対策方につきましてお答えを願ひたいと思ひますのでございます。

続きまして、ごみの処理場につきましてでございますが、ごみの処理場の建設については、この具体的な内容を決定する時期に至っていると思ひます。

御承知のとおり、正木の処理場では処理をしきれないごみの、最大処理能力の限界、また正木周辺の住民にはばい煙、公害等大変に長い間御迷惑をかけたように思ひます。正木の処理場の土地の貸借契約は、再契約し、五十九年秋までであります。それ以前にすでに山野尾地区に移転が決定したことはまことに喜ばしい限りでございます。

さて、現在そのための建設内容の下調査、準備に入っていることと思ひますので、現在の経過を御説明したいと思ひます。

まず、目標とする建設規模についてですが、現在までの一日処理能力四十トンから比較しまして、はつきり進んだ処理能力を有する施設が期待できるであります。現在の処理施設の建物七百二十六平米よりもより近代的な建物に変わることでありまふ。このように改善される建設規模について第一点お尋ねをいたしたいと思います。

また、処理をする機種にもおの能力に特色のある種類があると聞いております。こうした機種は常に新しいものが改良されておりました、よりすぐれた能力を持つものが開発をされ続けてきていると思ひますが、現在の選定段階におきましてどのような考え方でこれは進められておりますか。現在収集されているごみの種類も生活の多様化に伴ひまして、いままでの処理施設では不

可能なものもあると思ひますので、どのような基準で機種を選定なさっているのかを御説明たまわりたいと思ひますのでございます。またこの機種を選定時期は全体の建設計画の上からいつ頃までで御決定をなさるおつもりでございませうか。

そうして、なお旧施設におきましては、ばい煙等その他公害問題があつたと記憶しておりますが、こうした公害の処理の施設は全く心配のない新しい施設の建設を目指していると思ひますが、その点はどのように期待できますか。

また、従事者の衛生管理の面についてですが、この点はどのように改善をされていくのかを明らかにしていただきたいと思いますのでございます。

続きまして、福祉施策についてでございますが、本年度は国際障害者年にちなみまして在宅障害者の実態調査を行つてと思ひます。私は今回のこの調査に基づいて具体的な要望、希望、身体障害者が何を望んでいるかという要望事項がかなりの種類、希望数とともに掌握されてくると思ひます。そしてそれらの要望を基本にしまして、施策はよりきめの細かい効果的な施策として具体化し、その身障者のニーズが満たされてくることを期待しながら、次の点を明らかにしていただきたいと思います。一、この実態調査は何世帯の人が対象になっているか。二、要望項目で最も多い項目は何か。三、要望が具体的施策になるのはいつ頃か等につきましてお答え願ひたいと思ひます。

次に、大型店問題でございますが、御承知のように八月の五日には商調協の結審が示されようとしております。この結審を機に大型店建設の具体化は急速に進むでございませう。この大事な時

期におきますこの件に關します市長の発言は各方面にわたり大きな影響力を持つものと私は考へます。

また、大型店進出という問題は、単に商業界における営業範圍の調整というばかりではなくて、館山市の将来像を展望した場合大型店の出店による影響はさまざまなものがあると思ひます。九とえて言えば、一、館山市内の市民生活資本の流通機構の変動。

二、市の都市計画の大幅な変更。三、市の環境衛生整備特に水路の整備については大型店を主体としての下水路計画を組まなければならぬこと。四、道路網の整備についても大型店に集中する車の通行量、かなりの交通渋滞を招くと思はれる点であります。五、大型店を拠点とした青少年の非行化誘発の問題であります。

このように、ざっと列挙をしましても、市の税収入から、市内の資本の動きから、環境衛生整備、都市計画の見直しから、教育問題に至るまで、これは幅の広い、底の深い問題をはらんでいて私は思ひます。

私の指摘をいたしました第一点の生活資本の流通機構の変動という点であります。いままでの既存商店は商業利益をそのまま地元へ還元をしてくいていたということが言えると思ひます。しかし大型店は利益金として本店に吸収されますので、当然地元市内での資本の動きはよくありません。これはだれが想像しても容易に想像できる問題であります。

地元でかせいだお金は地元へ還元するといふ定着した地元民の発想が今日の資本の流通のあり方となり、いままで館山市内の市民生活を安定させていたのではないでございませうか。しかし大型店進出によりまして、この経済流通の均衡が破られるならば、これは

た「専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、市長がこれを選任する」、また「市長の委託を受け、その権限に属する事務に關し必要な事項を調査する」、また「専門委員は、非常勤とする」というように条文でなっております。

これを、実例として見ますと、一、専門委員を置くことは、議会の議決を要しない。二、必要な事項を調査することには、いわゆる調査のみではなくて、諮問に対する答申等も含まれる。三、本条の専門委員は、全く独任制の補助機関であるから、調査の委託は個々の委員に対して個別的に行うべきであるというようになつてゐるんです。

この条文で明らかのように、市長の職権によりまして、議決を得ずに選任できるのがこの制度の特色であります。そこで、この制度の発令や運用にあたりまして、市長の個人の主観や考え方が強く反映されるところのものになると私は思います。現在、参与に選任されていらっしゃる方がおられますが、これも行政の運営上必要があり、それなりの効果を上げてゐるものと私は思いますので、こうした参与制度の運用につきまして、市長の基本的な姿勢を明らかにしていただきたいと思つてございます。行政の運営上どの程度の、何人ぐらいの参与が必要と思われませんか。また参与の設定の目的は必要な事項を調査し、市長の諮問に対して答申することになっております。この点につきましてどのような仕事をなさっておりますか、お尋ねをしたいと思います。

いずれにしましても、市税から歳費を支給しておりますし、行政の改革という観点からも効率なる、効果の期待できる組織づくりが叫ばれてゐる昨今でございますので、こうした時代背景を含

みながら御所見を承りたいと思つてございますが、以上御答弁をよろしく願ひいたします。

○議長（林 豊君） 午前の会議はこれにて休憩とし、午後一時再開いたします。

午前十一時五十七分 休 憩

午後 一時 三分 再 開

○議長（林 豊君） 午後の出席議員数二十一名、休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君） 石井武敏議員の御質問にお答えをいたします。

第一点は、青少年の非行化防止に関する御質問でございますが、青少年の健全育成に対する行政の責任につきましては、お説のとおりでございます。その趣旨に従つて努力をいたしてゐるところでございます。

施設整備につきましてはコミュニティセンター建設、公園、児童遊園の整備、学校施設の開放並びに地区コミュニティ広場等活動の場づくりを積極的に推進してまいります。

第二点、夏季における海水浴事故の防止、交通量増大に伴う事故多発の防止、夜間の防犯対策、青少年の健全育成等の対策についての御質問でございますが、第一点の海水浴の事故防止対策でございますが、海水浴場に監視所を開設し、監視員を配置するとともに双眼鏡、トランシーバー等監視用具を備えつけ、さらに監視船を必要地区に配備して、陸海両面から海水浴客の事故防止にあたつております。なお、警察官の協力を得て、防犯を兼ね臨時

派出所の設置も行われ、快適な海水浴場を目指しております。

次に、交通量増大に伴う事故多発防止につきましては、夏の交通量のピーク前に交通安全施設整備特に防護さく、道路反射鏡並びに道路照明の整備を実施するほか、県工事として国道一二八号線安布里地先の歩道工事、県道館山白浜線布良ユースホテル先海岸線ガードロープ張りかえ工事等が実施されます。

交通指導については祭礼など諸行事の際に交通指導員の配置を行うほか、警察署及び交通安全協会と協力いたしまして交通事故防止に対処しております。

夜間の防犯対策につきましては、館山市防犯協会、館山警察署、青少年相談員連協、学書連及びPTA連協等の連携によって七月二十四日から八月中旬の各週末の金曜、土曜の夜間に海岸、市街地及び公共施設等全域にわたりパトロールを実施し、防犯指導を行うほか、各地区に対して防犯及び青少年関係団体に対して、自主的な地域防犯活動の推進を指導いたします。

青少年の健全育成については、夏の開放された生活環境によって青少年非行問題が起きやすい時期でございますが、反面一年のうちで青少年健全育成にとってまたとない活動期でもございます。これが対策としましては、市民総ぐるみ夏季防犯運動実施要綱を定めるなど館山市、防犯協力会及び関係協力団体によりまして青少年非行化防止活動を推進いたします。

第三点、ごみ処理場の建設についてでございますが、まず建設規模についてですが、処理能力一日百トンを予定しております。これは稼働予定年の七年後の人口、ごみ排出量を予測して決めるという国の基準に従ったものでございます。

建築面積につきましては、まだはっきり申し上げる段階ではございませんが、おおむね二千平方メートル前後になるものと思われまます。

次に、機種選定の基準ということでございますが、燃焼効率のよいもの、公害防止措置のとりやすいもの、さらに維持管理費の妥当なもの等を考慮して選定をいたしております。また選定期間につきましては、昭和五十七年度の国庫補助申請のための国への整備計画書提出時期までに決定する予定であります。

また、公害対策につきましては、騒音、震動、臭気の防止を十分に配慮し、特にばい煙対策については大気汚染防止法により国で定める排出基準を上回る厳しい基準の処理設備を設けるなど万全を期す所存でございます。

職員の衛生管理につきましては、中央制御室において集中コントロールするなど機械化、自動化を導入し、従来の管理条件とは全く異なった近代的な施設を計画いたしております。

第四点、社会福祉づくりの主な施策として進められております在宅身障者の調査の経過についての御質問でございますが、第一点の何世帯の人が対象となっているかという御質問でございますが、これは四百二十四世帯を対象といたしております。すなわち一級及び二級の身障者でございます。調査に余裕がございました場合には三級、四級三百三十五名を実施いたす予定であります。

要望事項で最も多い要望は何かという御質問でございますが、この件は現在六月から九月までの四カ月間をかねて調査をいたしましたので、その結果を待たなければわからないということになります。したがって、いつ頃要望が具体的な施策になるか

というお話でございますが、これも調査が終了しました段階で要望を検討いたしました結果、新たに施策を要するものができた場合には、来年度以降これを検討いたしたいと思います。

次に、大型店問題についての御質問でございますが、流通機構の変動等についての御質問でございますが、この件に關しましては大変主観的な御答弁になってしまふと思ひますけれども、自由経済下におきましては商業活動の範囲等、地域を限定するということとはなかなかむずかしい問題だらうと考えております。

また第二点といたしまして、都市計画あるいは下水道、車公害青少年非行問題等いろいろの問題についての御質問でございますけれども、現在御案内のように商調協においてこれが審議されている段階でございますが、七万平米を超える大型店の要望がそのまま認められるという事は考えておりませんので、いずれにいたしまして、商調協の結果によつては大きく変わるわけでございますが、そういう意味で、現状におきましては都市計画の変更等は考えておりませんし、また下水道、車公害、青少年の非行問題につきましては、直ちにそれを大型店進出と結びつけるという事は、そう短絡して考えることは必ずしも當を得ていないのではないかとこのうらふに考えます。出店段階では必要なものに対して規制あるいはいろいろの指導が行われることでございますので、特に青少年の非行化につきましては教育あるいは社会教育上の問題として対処すべきものだといふうらふに考えるわけでございます。

大型店の出店計画につきましては、過去の本会議におきましてお答えしておりますように、安房郡市の中核都市にふさわしい整

備された商業集積は館山市にとって必要でございますし、このことは多様化する消費者ニーズに対応した社会的な欲求でもあらうかと考えます。したがつて、本市に適合したものが考えられるわけでございますけれども、現在のところ商調協におきまして各委員がそれぞれ真剣に調整にあつておられることとございまして、市といたしましては特別委員は助役が出てゐるわけとございまして、既存商店の共存と消費者利益の保護の両側面を考えながら、この商調協に臨んでゐるわけとございまして。

既存商店街におかれましては、現状を十分認識のうえ、いまこそこれに対応する最大の企業努力を図り、商店街として商業近代化を進めなければならぬと考えております。

第六点、参与制度の問題でございますけれども、参与制度の行政推進の面からの効果と期待についての基本姿勢ということとでございますが、御承知のように最近における地方自治の行政運営は非常に専門的な知識や学識を必要とされているわけとございまして、したがつて、これらに対応しながら行政の能率的、効果的な運営を図るために昨年地方自治法に基づいた参与設置規則を設けまして、行財政特に財政運営経験豊富な元収入役を選任いたしました、厳しい財政部門についてその都度私の諮問に応じてもらつております。

そのほか、身分は非常勤でございますが、毎週月曜日の部長会毎月の部課長会等にも定期的に出席をしていただいて情報の交換もいたしてゐるわけとございまして。

なお、参与は現在一名でございますが、今後必要とする状況がございましたらば、その時点で改めて検討してまいりたいと存じ

ます。

以上、答弁を終わります。

○二〇番（石井武敏君） ただいま御答弁をいただいたわけですが、なお再質問をいたしたいと思えます。

初めに福祉問題でございますが、ホームヘルパー、在宅の身障者や老人を世話するホームヘルパーの増員について、これを要望したいと思えますが、お答え願います。

○民生部長（鈴木 力君） ただいま御質問のございました身障者に対するホームヘルパーの派遣でございますけれども、これにつきましては現在調査をいたしております実態調査の中で、現実には身体障害者が望んでいるのか、あるいはまた実際に必要があるのかどうか、これらについてこれから調査するわけでございますが、現在におきましては、五十五年度の実績から見ますと、四世帯に對しましてホームヘルパーを派遣しておるわけでございますが、いろいろ検討いたしまして現在対象となるであろうと思われる身障者は十名程度でございます。これらにつきまして、この実態調査の中でよく御本人あるいは保護者の御意見を聞きまして検討してまいりたい。このように考えておる次第でございます。

○二〇番（石井武敏君） 調査の結果、要望があれば増員の方向で検討していくように私は受け取ってよろしくございますか。

○民生部長（鈴木 力君） そのように考えております。

○二〇番（石井武敏君） ひとつ増員の方向で検討をしていただきたいと思えます。

続きまして、大型店問題でございますが、この問題は大型店対策協議会がありまして、対策協議会は大型店出店に関しましての

影響をいろいろな角度から分析をしまして、一つの結論を出しております。

当局におかれましては、この問題に関しては無関心ではおられない問題であります。当局は当局として分析をなさっていると思えますが、ここに私は対策協議会と当局とのこの問題の分析の仕方、すなわちとらえ方に食い違いがあるように思っております。私は今回のこの質疑を通して、一体どちらの分析の仕方が客観的に見て正しいのかということをおひとつ明らかにしていきたいと思えます。

私の手もとに対策協議会の資料がまいっておりますが、この資料によりまして、先ほど本論の中で私が読み上げましたけれども、たとえばこの中の一つでございます。この資料によりまして、第九項目に「もちろん館山の顔である駅前通りは衰退の一途となることでしょ」という文書が出ておりますが、この文書に對しまして、当局はどういうふうにお考えになりますか。

○経済部長（山田俊康君） お答えいたします。

現在、出店を大型店が希望している面積そのまが出店できるという仮定に立てば、このような論理は成り立つと思えます。当然市長が先ほど答弁いたしましたように、慎重に現在商業活動調整協議会において調整が図られている段階でございますので、その数字等を見ない限り確定的なことは申し上げられません。

○二〇番（石井武敏君） それでは、いまの御答弁にございましたけれども、当局はそれではどういふ規模の仮定に立っておりますか。

○経済部長（山田俊康君） 仮定ということでございますけれども、

市といたしましては、仮定の問題については考えておりません。

○二〇番（石井武敏君） 大型店の出店の内容を当局がどういう手段で、どういう形で掌握をしているかということをお私はこの際確認しておきたいと思ひます。

大型店出店の際、提示されております各店舗この総売上額はおそらく掌握をなさっていると思ひます。当局としては既存の小売店の現在の年間の売上額はどのぐらいだと掌握をしておりますか。

○経済部長（山田俊康君） 五十四年の六月の小売業の統計資料によりますと、四百四十二億程度でございます。

○二〇番（石井武敏君） 当局で掌握をなさっている、とらえている既存商店の年額の総売り上げと、対策協議会のとらえ方とだいぶ食い違いがあるように思ひますが、そうしますと、提示されている出店計画に基づいた予想総売上額これももちろんわかっているとありますが、当局としては、その既存商店のいまの掌握をされている額がありましたね、両方の額を比べればわかると思ひわけてですが、影響があると思ひますか。

○経済部長（山田俊康君） 大変失礼いたしました。年間販売額四百四十二億と申し上げましたけれども、数字の見間違いで大変失礼いたしました。四百七十七億でございます。

なお、今回出店を予定されております六業者二百五十九億でございます。

○二〇番（石井武敏君） 対策協議会ではこういふように分析をしておりますが、これは大型店がそのまま出店した場合に、おおむね売り上げ減による商店の廃業、倒産、失業に及ぶというようにこの事柄を分析しております。

この影響について、当局はどの程度までの売り上げが、既存商店の売り上げが、お答えになっておりますから、掌握をなさっておるわけです。これから新たに出店しようとする計画もあります。この比較もわかります。ですから、商店の廃業、倒産、失業に及ぶというように対策協議会では分析をしておりますが、当局としての分析が、どの程度のたえばお店が新しく売り上げ減、どの程度の限界が商店の廃業、倒産、失業には影響しないと、どの程度までなら影響しないと、とらえ方がありますか。

○経済部長（山田俊康君） 現在、この大型店の出店計画につきましては、商工会議所の商業活動調整協議会において慎重に審議がされておりますのが現状でございます。そういった中にありまして、市といたしましてこの問題についてちょっと現在ではお答えできかねます。

○二〇番（石井武敏君） 現在の段階ではお答えができませんという答弁ですが、ちょっとここで質問を変えたいと思ひます。

ごみの処理場が新しく建設をされます予定であります。この従事者の衛生管理と事故防止という点で要望したいんですが、医薬品の整備の充実と事故が起こった場合の応急措置これはいふん改善されるんではないかと私は予想しますが、どのように改善されていきますか。お答え願ひます。

○民生部長（鈴木 力君） 新しいごみ焼却場の建設につきまして現在計画を進めておるところでございますが、その中におきましても、職員の衛生管理につきましては、先ほど市長からお答え申し上げましたように、非常に設備が近代化、整備されました。中央制御室におきまして集中コントロールする。こういうことで

機械化あるいは自動化が進められるわけでございますが、そういうことから、従来の管理条件とは全く異なつた近代的な施設に改善するわけでございますので、ただいま御質問のございました点につきましては、安全管理の面では問題ないというふうに考えておるわけでございますけれども、なお職員の手衛生管理につきましては十分対処する方向で検討するというようなことでございます。

○二〇番（石井武敏君）　ひとつ、事故の防止に關しまして万全を期していただきたいことを要望します。

さて、質問を再び大型店に移したいと思ひますが、この大型店による影響する市税というものを考えてみた場合に、税の減収分としてあらわれる部分はおそらく法人市民税の減収だろうと思ひます。

法人市民税をここで年度別に見てみますと、昭和五十三年度は一億九千万余り、五十四年度は二億一千万余り、五十五年度は二億一千万余りでございます。こういうふうになっております。これについて、この法人市民税についてのかなりの影響を持つてんではないかというふうに私は考えます。大型店の出店がいままで非常に例を見ない大変な大がかりなものであります。大きな影響があります。

先ほど、何回か質疑を繰り返しました中に、これは商調協であるくまでもやめていくんだという一つの壁がありますが、私はこう思ひます。商業活動の調整は、これは商調協が関与する立場でありましょ。しかしこの中で行政に關する問題があると思ひます。大型店出店という問題を行政という光を当ててみた場合に、行政が当然関与すべき問題、立場そいうものが私はあると思ひます。

ですから、予定どおりの大型店が出た場合にはどういふ影響があるか、商業活動の上でどういふ影響があるということを商調協がいま一生懸命やっております。それでは今度館山市はこうし大型店が出た場合に、じゃあ行政の面から見たらどういふ影響があるかということは、当然行政が考えていくべき問題だろうと思ひます。ですから、行政の面から見てこれを検討していかなければならぬと私は思ひます。

ここで、一つの例をとりましてお尋ねをしたいと思ひますが、たとえば大型店がこのまま全部出店した場合に、館山市のいまの下水路、排水路で十分であるかどうか、かなりの拡張と改良が必要ではないか。こういうふうに思ひます。これは部長答弁で結構でございます。先ほどの質疑の中で排水路の問題が出ました。排水路の流れが悪い。当市は勾配がとれない。だから効果的な悪臭を放つ排水路の解消策はとれない。そういうお答えがありました。管理の面でもふたをすれば作業の効率が悪く、作業が過重になるから、最終的には終末処理場をつくる以外にない。そういう答えが先ほど返つてきました。

それで、私がお聞きするんですが、当然大型店ができればいろいろな汚水を排出するようになると思ひます。これは、この計算は簡単に私はできると思ひます。たとえば一日五百人のお客が来る大型店ができた場合に、どのぐらいの予想される汚水が出るかということ、これは顧客の人数が押さええられれば、一日その店から何トンの汚水が出るというように、計算するのにはさほど苦勞はいらないように思ひます。こうした排水量の計算は当局として大変むずかしい問題なのでしょいか、どうでしょいか。部

長答弁で結構でございますか。

○経済部長（山田俊康君） 御指摘の下水道、排水路の拡幅等の問題につきましては、現在館山市に宅地等開発事業に関する指導要綱というのがございます。○三ヘクタール以上の開発事業につきましては、その指導要綱によつてそれぞれ指導がされており、現実に出店面積等が決まりますと、当然今後はこの指導要綱に基づき開発申請等が出てまいりと思ひます。その時点で綿密に計算のうえそれぞれ指導してまいりたいというふうに考へております。

○二〇番（石井武敏君） ですから、それでは後手ではないかというように私は先ほど申し上げたわけでございます。

要するに、一つの計画が提示されます。その計画が果たして行政として適合できるかどうかというのは、提示された規模によつて、それに準じて当然図られていかなければならないではないかと私は思ひます。そういう必要性を感じませんか。いわゆる何かができるようになってからやるのではなくて、ですから、もう一歩突っ込んで御質問しますと、商調協が結審を出しまして、何店舗かやはり建設を許されるとしますね。そのときすでにもう当市としては衛生管理上それは不適合であるというところがわかつてから、その結審で出した大聖店舗に対してそれを変更していくだけの用意と準備が当市にありますか。なければ、すでに予定された規模のものに対して行政としての面からそれが適合するかどうかをチェックしてこれは当然ではないでしょうか、どうでしょうか。

○経済部長（山田俊康君） 先ほど申し上げました宅地等開発事業

に関する指導要綱、この要綱は果に申請するのに先だつて行い事前協議の指導要綱でございます。

○二〇番（石井武敏君） 事前協議ですから、だから、すでに予定がこういう店舗で、こうなりますという予定がはっきりしているわけですから、それに対して行政の面から、これでは排水路が狭過ぎる、拡幅しなければいけません。行政は行政として一つのこういう店舗で、こういう規模で、こういう内容ならば行政として受け入れられないという結論が当然出てあたりまえなんではないでしょうかということ言つてゐるわけですか。ですから、すべてがこの当局のとらえ方が、非常に結審が出てから商調協で全部やうていくんだと、当局は関係ないんだと、そっちが考えるんだということではいけないんですかと、質問がわかりませんか。たとえば、非常に当局の分析の仕方と対策協議会の分析の仕方を比較しますと、当局の分析の仕方が非常に甘いように私は思ひます。けんて聞いてゐるわけですか。どうでしょうか。

○経済部長（山田俊康君） 商業活動調整協議会において調整を圖つております、一口に言いますと、調整四項目という中には面積を焼らにするか、開店日をいつにするか、休業日数はいつか、閉店時刻は何時かという調整四項目の調整を圖つてゐるわけでございます。面積が一万、これはあくまで例でございますが、一万八千で申請したのが四千になるかもしれません。そういう仮定に於いての作業はいたしませんで、調整等が図られた後における事前協議等によつて対処してまいりたいということでございます。

○二〇番（石井武敏君） 質問と答へが繰り返しになります。いわゆる商調協でやつてゐる内容は、行政の内容が全部はそれ

ているわけですから、同じように商調協は商調協でやっけるけれども、行政は行政としての立場でやはり行わなければいけないではないか。そうすれば、行政としての一つの結論が出るんではないかと私は思いますが、これは繰り返になりますので、質疑をもうちょっと進めます。

先ほど、青少年の非行化という問題でお答えになりましたけれども、これは御答弁から見るとさして影響はないようなお答えでございました。これは青少年の非行化の、大型店による非行化の可能性がないんでしょうか、あるんでしょうか。はっきりお答え願いたいと思います。どうでしょう。

○経済部長（山田俊康君） 青少年の非行化ということが大型店の進出によって直接的にはないというふうに考えております。

○二〇番（石井武敏君） 直接的にはないということは、間接的にはあるというふうに受け取ってよろしゅうございますか。答弁をお願いします。

○民生部長（鈴木 力君） ただいま経済部長からお答え申し上げましたとおり、大型店の進出によりまして直接地元の青少年に対する悪影響というものは考えられないわけでございます。

これにつきましては、警察当局に最近御意見を聞いたわけでございますけれども、大阪府警でそういう問題で新聞に出たということに対しまして、館山警察署で大阪の県警に照会したということでございますが、大阪府警ではその問題については新聞報道されたとおりではないと、いわゆる大型店の進出によっての青少年の非行化とか、あるいは犯罪行為があったということはないと、そういうことではないと、こういうことだったとさせていただきます。

警察に聞きますと、直接的な悪影響はないということをおっしゃるわけでございます。

○二〇番（石井武敏君） ですから、間接的にはどうなんだと、私は聞いてるんですが、対策協議会の文書によりまして、二項目目に「青少年の非行の温床となるであろう」というように一つの結論が出ておるんですが、この結論に關しまして、当局は全くそんな非行化はおそらく直接的にはないだろうということ、可能性は全然ないということですか。可能性についてちょっと伺いたいと思います。

○助役（小倉澄男君） 先ほど来、いろいろな質疑応答がなされておるわけでございますが、かいつまんで要約をいたしまして御答弁させていただきます。

最初に市長が答弁の中で申し上げましたとおり、市といましては中小企業振興を図るといふことをたてまえにおきまして、大型店とあくまでも共存していつていたただかなくちゃいけない。さらにまた六万市民ほどとんがやはり消費者でございますから、消費者の保護の面も十分考えていかなくちゃいけないという両面の側面に立ちまして対処いたしておる次第でございます。

そういう観点から、さらに大店法ができて、この大店法のできた本来の目的は、十分皆さんご存じのとおり、中小企業が健全な経済活動するためにあるわけでございまして、その大店法の中に、いわゆる都市におきまして大型店が進出した場合には、その中小企業との融和を図るために商業調整協議会を設置しなさいということ、設置が義務づけられております。そのときには、いわゆる消費者代表、さらに商業者代表、それに学識経験者代表

が五、五、五という十五人で、割合で任命されており。さらにそれに私は特別委員、先ほど市長が申しましたように特別委員の一人として出席いたしておりますが、さらに私と県の商工労働部長これが特別委員として、これは表決権がございません。あくまでも委員の方たちがいろいろな商調協の審議をする過程におきまして、こういう場合はこうだというような意見を聞かれる立場において特別委員として参画いたしております。

そういうような状況で、われわれは先ほどいろいろな御質問に対して、こういうような御答弁はできないとか、いろいろ申し上げましたけれども、実際に商業者の方たち、それから消費者の方たちがそれぞれの立場におきまして大型店の、いわゆる先ほど経済部長からお答え申し上げました四項目につきまして、これがどの数字が妥当であるかというのを現在慎重に審議中でございますので、われわれがここにおきましていろいろなことを申し上げますことは、やはり無用な雑音を醸成するようになりますので、これは厳に差し控えたいと考えております。

それから、先ほど来御質問の中に法人市民税の中でどのぐらいの影響があるんだろうというようなことが御質問があったわけでございますが、これは私、前に税務課長をしております当時経験がありますので、

(「答弁長過ぎる」との声あり)

それでは、わかりました。そういうことでございます。現在、市といましては、大型店については慎重に商調協の答申を待って、それについて対処していきたい。そういうふうに考えております。

○二〇番(石井武敏君)

八月五日の結審を前にその成り行きをか

たずをのんで見守っている人たちがたくさんおると思えます。こういった商業者、従事者の家族に対して市長はどのような言葉を現在御用意なさっておりますか。それはたとえ、いまままで安逸をむさばるようなことをしてきただから、あきらめなさいというお言葉でしゅるか。それとも、当市としてできる限りあなた方の立場に立って対策を講じてあげましゅ。安心して下さいという言葉でしゅるか。市長さんからお答えを承りたいと思えます。

○市長(半澤良一君) 先ほど御答弁申し上げましたように、既存商店街の十分な現状を認識したりえて、それに対応する最大の努力をしてもらいたい。そして商店街としての商業近代化を進めていただきたい。そういうふうに申し上げたいと思えます。

○二〇番(石井武敏君) 質問を終わります。

○議長(林 豊君) 以上で、通告者による一般質問を終わります。

散

会 午後二時四十五分散会

○議長(林 豊君) 本日の会議はこれにて散会といたします。

次会は明六月二十三日午前十時開会とし、その議事は各議案の審議といたします。

○本日の会議に付した事件

一、行政一般通告質問